

議案第2号

平成28年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給先	銚子市、旭市、東庄町
(2) 年間総供給量	銚子市 1,707,479 m ³
	旭市 5,794,964 m ³
	東庄町 1,442,476 m ³
	計 8,944,919 m ³
(3) 一日平均供給量	銚子市 4,678 m ³
	旭市 15,877 m ³
	東庄町 3,952 m ³
	計 24,507 m ³
(4) 主な建設改良事業	中央監視制御設備、送水管(石綿セメント管)、ろ過池表洗管及び返送ポンプの更新工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,714,552千円
第1項 営業収益		1,619,696千円
第2項 営業外収益		86,707千円
第3項 特別利益		8,149千円
	支	出
第1款 事業費用		1,595,579千円

第1項 営業費用	1, 547, 259千円
第2項 営業外費用	33, 887千円
第3項 特別損失	10, 433千円
第4項 予備費	4, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額866, 090千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59, 896千円及び過年度分損益勘定留保資金806, 194千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		5, 196千円
第1項 出資金		5, 196千円
	支	出
第1款 資本的支出		871, 286千円
第1項 建設改良費		808, 621千円
第2項 企業債償還金		62, 665千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東総広域水道企業団笹川浄水場運転管理業務委託(土曜日、日曜日、休日及び夜間)	平成28年度から 平成31年度まで	183, 436千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 185,045千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息の支払資金として構成団体の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

団体名	金額
銚子市	266千円
旭市	354千円
東庄町	112千円
計	732千円

平成28年3月23日提出

東総広域水道企業団企業長 越川 信一